

転機に立つ最低賃金闘争～課題と展望

龍井葉二

0. はじめに

- ・最賃問題との関わり
- ・日本の最賃の実態 最低賃金 780円(2014) → 798円(2015)  
一般労働者 1838円 女性パート 1012円 高卒初任給 974.2円

1. 歴史 ～日本の最低賃金はなぜ低いのか？(1)

- ・ 1920 第1回メーデー 「最低賃銀制」
- ・ 1928 ILO条約  
特定の低賃金労働者対策から
- ・ 戦後の賃金委員会  
最賃の論議 (理論生計費)
- ・ 労基法の規定 実効性なし (~59年)
  - ・ 53 総評「賃金綱領」 8000円
- ・ 54年 中央賃金審議会 4業種  
(絹人絹織物製造、家具建具製造、  
玉糸座繰生糸製造、手すき和紙製造)  
成年単身労働者の最低生計費と支払い能力を考慮  
都市労働者には役立たないが口減らし的労働者の改善には役立つ  
→ 関係官庁の反対で実現せず
- ・ 55年 労働問題懇談会 ←ソーシャルダンピング批判
- ・ 57年 本格的な最低賃金制度の実施  
可能な産業で業者間協定による最賃方式を採用
  - \* 外圧対策 → 経営者のみの協定  
→ 月25日で 15歳 4000円  
18歳 4375円 入社3年 4750円  
低賃金の実態を追認！

- ・ 56年 静岡缶詰協会が初任給協定を締結
  - 15歳調理工 初任給 1日160円
  - 16歳以上 初任賃金+経験年数別
  - 労働省通達 各地に拡大

・ 57春闘 スト方針 → 戦術ダウン

- ・ 59年 最低賃金法が成立
  - ・ 企業（規模）間格差、支払い能力
  - 初任給 業者間協定 「エセ最賃」

(1966)

9条	業者間協定にもとづく最低賃金	2055件
10条	業者間協定にもとづく地域的最低賃金	35
11条	労働協約による地域的最低賃金	6
(16条)	産業別最低賃金	

- ・ 高度成長 → 中卒初任給の上昇
  - 54→62年 平均賃金 1.55倍 中卒初任給 2.34倍
  - 100人未満 2.53倍
  - 業者間協定の実効性がなくなる

- ・ 64年 最賃審議会答申
  - 対象業種の選定 最賃額の目安 (中卒初任給)
  - 二つの業種・三つの地域ごとに金額のゾーンを示す

↓  
格差固定化の懸念も

←労働側の一部は一律を主張

↓  
66年答申 地域別のみの目安に

- ・ 67年 答申 業者間協定を廃止→審議会方式

- ・ 68年 改正法
  - 業者間協定方式（9，10条）を廃止
  - 11条（協約による地域別最低賃金）
  - 16条（審議会による産業別、地域別最賃）

- ・ 労組の対応 課題の未整理
  - 初任給と最賃 年齢設定など
  - 協約も正社員・本工のみ

- 70年 審議会答申
- 71年 ILO条約批准
  
- 71～76年 基準局通達→  
各都道府県で地域別最低賃金の設定  
(＜中卒初任給)
  
- 75春闘 春闘共闘  
全国一律最賃の法制化  
→ 一律+「上積み」  
(産業、業種、地域)  
実質的には地域別最賃  
←地域間賃金格差の実態
- 4団体 一律の法制化では一致  
(←雇用保険対応で妥協)  
金額設定できず(根拠も明示できず)  
→統一要求は見送り
  
- 75年 4野党共同提案  
労働団体 スト設定  
→74春闘スト処分問題  
→スト中止
  
- 76 審議会 ← 審議会へ(労働大臣答弁)
- 77年 最終報告 「目安」制度
  - 中小企業の賃上げ状況
  - 厚労省の特別賃金調査(30人未満)
- 78 審議会
  - B票 地域別最賃の実績額 4ランクに  
(ベースは中卒初任給)
  - A票 4ランクごとの「引き上げ額」
  - ↓
  - 各都道府県の審議会
  
- 81 労使対立の激化 ←「公益見解」
- 80～ 各ランク同率上げ幅 =地域間格差固定
  
- \*特徴：労使が合意しなくても「公益見解」＝「目安」  
地方で独自に決定 →「上積み」可  
→地域間格差の縮小 産業別最賃への接近

- ・ 81年 審議会 「新産業別最低賃金」  
より高い最賃が必要な業種
  - ・ 基幹的労働者の相当数に協約が適用されている業種
  - ・ 公正競争確保の視点から基幹労働者に最賃が必要な業種  
→最賃の役割分担

## 2. 決定方法 ～日本の最低賃金はなぜ低いか？（2）

### (1) 当初の水準設定

- ・ 中卒初任給  
業者間協定→64年→目安制度  
\*中卒の割合が減っても問題とされずに推移した

#### 【最賃と賃金実態】（日額換算）

	地域別 最賃	所定内 賃金	中卒初任給		高卒初任給		女子 パート
			男	女	男	女	
1977	2324	5934	2816	2552	3276	3136	3512
1987	3666	9131	4120	3884	4724	4404	4984

### (2) 引き上げの「目安」

- ・ 「いくらにするか」ではなく「いくら上げるか」  
賃金改定状況調査に準拠  
30人未満企業の 賃金改定率 ランク別 加重平均  
(03年 パート比率の問題を指摘)
- ・ 中賃に諮問→労使の主張→賃金改定調査結果→公益見解  
→ランクごと上げ幅の目安→各地賃で上積み論議→発効へ
- ・ 各都道府県の賃金分布と影響率
- ・ 旧最賃法の決定要素  
労働者の生計費、類似労働者の賃金、通常の事業の支払い能力  
→ 結果的に類似労働者の賃金（上げ幅）に

### (3) 審議会のあり方

- ・ 「三者構成」 本来は労使合意・自治 +行司役 (→イギリス)  
→実質は行政主導 調査→公益見解

(4) 労働組合の対応

① 企業別・正社員中心組合の限界 ⇒ 非正規問題

最賃に関する基本的理念の不在 課題未整理

② 専門集団化

中賃→地賃 上積み 審議会中心 運動不在

3. 構造 ~日本の最低賃金はなぜ低いのか (3)

・働き方と賃金

職人	仕事に人がつく	横断的	初任賃金
奉公人	人に仕事がつく	縦断的	

・労働力形成

共同体解体→個人へ	世帯
共同体残存→個人へ	単身 (出稼型)

・年功賃金

仕事準拠	半人前	→	一人前	習熟給
生活準拠	単身賃金	→	世帯賃金	

正社員： 就職 → 企業内訓練・配置・多能型 → 一人前  
 欧米： 見習い → 訓練 → 仕事に就く

・最低賃金 → 未熟練、単身者が対象

4. 転機 06~07年に何が起きたか?

・前史：連合の春闘改革の挑戦

企業内最賃協定	パートも	95 (ミニマム運動課題)
パートの時給引き上げ要求		01
引き上げから底上げへ		02
連合リビングウェイジ	→	底上げの水準明示
「時給1000円に」		社会的な運動へ
パート共闘		05
連合非正規センター		07

・ポスト小泉の政治状況

格差と貧困 の下での危機感

ワーキング・プア → 日本的雇用・扶養システムの限界

↓  
第一次安倍内閣 (06.9~07.8)  
参院選 (07.7) へ  
「再チャレンジ」

・民主党の最賃法案 全国最低賃金制  
1000円 (家族も含めて)

- ・政府 成長力底上げ円卓会議 労使も  
最賃 中期的引き上げの方向
  - ・民主党への対抗
  - ・連合=恵まれた労働者キャンペーン
  - ・自民の側から「労働国会」  
後藤田労働部会長「民主党、労働界に代わって自民が非正規を代弁」  
→最賃法、パート法の改正へ  
最賃がワイドショーのテーマに…

・最賃法・改定内容

\*生活保護との整合性

- ・地域最賃の設定 できる→義務に
- ・類似の労働者 → 地域の労働者
- ・11条協約賃金の廃止
- ・派遣労働者 派遣先適用
- ・罰金の増額

\*生活保護 → 「水準論議」に！

課題：生活保護と最賃の基本的関係  
あるべき最賃水準とは？  
生保だとしても単身化世帯か

- ・07通常国会 消えた年金問題で 最賃法は先送り  
→ 円卓会議「中間とりまとめ」(→07最賃海底へ)  
労働側：一般労働者の中位数の1/2水準を主張  
→さまざまな数値の例示にとどまる  
「従来の延長戦上ではなく」→ 大幅  
格差拡大も

\*最賃<生活保護の11~12地域に限定も？

・ 07 最賃改定

AB 分布→引き上げに余裕あり A 最賃<生活保護の傾向  
CD なし

↓  
地域間格差が拡大

↓  
労働側：二けた引き上げ+格差を拡大させない

↓  
(ゾーンの目安に)

・ 07 年以降の最賃改定

「できるだけ早期に全国最賃800円を確保」  
「全国平均1000円を目指す」 (雇用戦略対話 2010)

↓  
2011年を除き二桁引き上げ(平均)が続く

	2006	2014	上げ幅
全国平均	673	780	107
A東京	719	888	169
B埼玉	687	802	115
C北海道	644	748	104
D福島	618	689	71

2014 → 生活保護水準以下の地域はすべて解消  
高卒初任給水準=974円(時給換算)には未到達  
地域間格差は拡大

5. 戦略 ~何から始めるべきか?

(1) 何をめざすのか?

○だれが困っているのか?

特定業種		80s 不安定雇用
零細企業	→	学生バイト・主婦パート
日雇い・臨時工		高齢者パート
女性		「ミゼラブルでない」 (高梨)





(2) どうやって実現するか？

○審議会対策

・決定方式

アメリカ	国会
フランス	協約の拡張適用
イギリス	審議会+拡張適用
日本	審議会（ILO方式）



労働者代表のあり方	
審議のあり方	労使合意 < 社会合意
目安のあり方	金額

○社会＝労働運動の構築へ

- ・労働組合 春闘要求 非正規労働者の条件改善 +組織化  
非正規含む企業内最賃協定  
アピール だれでも時給1000円  
最賃審議 行動→周知
- ・地域運動 地域運動 ○○県・○○市リビングウエイジの設定  
社会運動 公契約条例の要件に  
↓  
当事者が参加し、声を上げ、社会全体に拡大
- ・政治運動 第一次安倍内閣の教訓 政治危機→法制度改革

以上